

午前10時00分 開 会

○委員長（古谷武美） 本日はご多用のところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。例年であれば大曲の花火が終われば、涼しくなるような季節であります。ここ残暑がずっと続いておりまして、今朝はたまたま朝から涼しくて清々しい1日になっているようでございます。それではただいまから、教育福祉常任委員会を開催いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程のとおり審査いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたします。

始めに吉川教育長からご挨拶をお願いいたします。

○教育長（吉川正一） 本日はよろしくお願ひいたします。昨年7月に教育長に就任しまして、もう1年あまりというところになりました。昨年度末に策定いたしました教育大綱にも示されておりますが、その中の目指す子ども像、地域活性化に寄与できる子どもの育成を図るため、この夏から「大仙ふるさと博士育成事業」をスタートさせております。お陰様で既にポイントを集めた多くの子どもたちから、今現在300人を超えるような状況でございますが、認定証の依頼もきております。子どもたちがより地域に誇りを持ち、そして地域に元気を与えられるよう、更なる充実に努めてまいります。

8月19日には開催10年目となります「中学生サミット」が大曲中学校で行われ、来年1月に予定されております「中学生議会」を見据えた、地域活性化への中学生の取り組みや未来の大仙市への思いなどが話し合われております。

また、スポーツ少年団関係では、今回の一般質問の答弁でもお答え申し上げましたが、多くの種目で全国大会出場を果たし、特に女子バレーボールでは全国準優勝という快挙を成し遂げてくれました。中学校の部活動も団体としましては、南外中学校の男子ソフトテニス部、大曲西中学校と仙北中の卓球部、それから仙北中の女子剣道、そして大曲中学校の合唱部とマーチング、それから協和中学校の吹奏楽部が東北大会に進んでおります。子どもたちのこのような文武両道に渡る活躍を教育委員会としましても、今後とも支援して参りたいと思います。なお、県外からの視察は、4月から8月まで北海道や沖縄、熊本、大阪、和歌山、高知、鳥取など全国各地から21団体の視察を受けており、視察数は昨年度より若干減少してはおりますが、滞在型が増える傾向にございます。

さて、本日の常任委員会では、教育委員会関係としまして「大曲工業高校甲子園出場に係る補助金」の専決案件と「小中学生の大仙市内スキー場リフト利用シーズン券の発

行に係る補正予算」の2件についてご審議いただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。次に小野地健康福祉部長からご挨拶をお願いします。

○健康福祉部長（小野地淳司） それでは本日教育福祉常任委員会にご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件でございますが、一般会計補正予算案1件でございます。

一般会計補正予算案につきましては、冬期間の高齢者等の生活を支援するため、昨年度から「雪対策総合計画」による新たな仕組みとした「高齢者等雪対策総合支援事業」の補正と、大仙市神宮寺地域に「小規模多機能型居宅介護事業所」が整備されることから、これを全額県の補助金を受け補助交付する補正予算、それに国の「地域介護福祉空間整備推進交付金」を受け介護ロボット等の導入を市内の3事業所が実施することから、その補助金を交付する補正予算をお願いしております。寄附採納に伴います「地域福祉振興基金」への積立の他、「予防接種法施行令」の一部改正に伴い、B型肝炎ワクチンの接種が開始されることから、その補正額を計上させていただいております。詳細につきましては、この後担当の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。それでは審査に入りたいと思います。始めに報告第8号「専決処分報告について（平成28年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長、おねがいします。はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、報告第8号「専決処分（平成28年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

資料No. 2-1、事業説明書の1ページをご覧ください。

平成28年度大仙市一般会計「保健体育総務費補助金」に1千万円の補正予算を専決処分しましたので、地方自治法第179条第1項並びに第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

これは、大曲工業高校硬式野球部が第98回全国高等学校野球秋田大会におきまして優勝し、去る8月7日から開幕となった「夏の甲子園」に出場が実現したことから、市民の期待に応える活躍と健闘を願うとともに、市民の競技スポーツへの振興と関心が図られるよう、「保健体育総務費」に補助金1千万円の補正をお願いし、選手派遣及び生

徒応援団派遣などにかかる経費を支援するものであります。

大曲工業高校は、昨年の春、初の選抜高等学校野球大会「春の甲子園」出場に続いて初の「夏の甲子園」出場となり、私立の強豪校がひしめく中、公立校で地元の選手で構成されたチームが夢の大舞台で活躍されることは、市民の誇りでもありスポーツで全国出場を目指している小・中学生や高校生に夢は実現できることを証明した英雄的存在でもあります。

夏の甲子園は、県大会決勝の7月25日からわずか1週間で現地入りするなど、非常に短期間での準備が必要であることから、専決処分とさせていただきました。

事業説明書4の事業概要の下段に記してありますが、補助対象経費につきましては、第98回「夏の甲子園」にかかる費用として、選手派遣費、用具費、応援団派遣費、応援経費などとしております。対象経費の所用見込額5千300万円に対し、補助率を4分1と仮定して、補助見込額が1千325万円となりますが、補助金交付要綱により上限額の1千万円を補助額としております。

なお、甲子園出場補助金につきましては、甲子園が国民的イベントで経済効果も期待できること、全試合がテレビ中継され、その中で学校紹介を兼ねて市も紹介されることで大仙市のPR効果が得られること。ほとんどの場合、全校応援で甲子園球場に駆けつけるため、選手派遣費と応援団派遣費に膨大な経費が必要とされることなどから、ほかの高校部活動で出場するインターハイや国体などとは違った特別な要素を持っていると考えております。

補正額1千万円の財源は、全て一般財源となっております。

以上 ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、橋本委員。
- 委員（橋本五郎） この補正には文句ないんだけど、昨年の春の選抜は、今回のまた夏の大会等に収支報告、決算書というのは市の方に提出なさっておりますか。
- 委員長（古谷武美） 伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） 今回の夏の甲子園も同じですが、収支精算書、決算書を出していただいて、それを元に補助金を交付するというようにしておりますので、おそらく寄附をしていただいた所全部に決算書、精算書は回っていくものと思われませんが、

更にその詳細をいただいて補助金を交付しているということになっております。

○委員（橋本委員） もらってる？去年の春の。出しっぱなしではな。てことは、やっぱり、こう、このような形で残金はこのようで、今後このような形で使わせていただきますとか、というような形で一応出していただければよ、1千万の税金を出してるごどだから。出すごどにはどうのこうのではないけれど。はい、分かりました。

○委員長（古谷武美） 他に質疑ございませんか。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） この一番最後の所に所要額ってありますけど、これは学校の方から出された予算とかの関係でしょうか。

○委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。所要額、正式に言うと所用見込額ということになります。学校の方から収支予算を出していただきまして、それに合わせてこの金額を載せております。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） これはこれで良いんだけども、美郷町の方でも100万でしたかな、大曲工業に。でねがったがな。んだよな。その場合、例えば六郷高校が甲子園さ行った場合は、大仙市の教育、どういうふうな対応するということは、ゆめゆめ考えてねってこれ。ちょっとなんかそごらへんの考えあったら。

○委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい、ちょっと美郷の方の詳細がちょっと私もあんまり掴んでなかったんですけども。美郷の生徒さんが2名ほど登録メンバーとなっております。多分その他にも部活の中には数名、美郷おられると思います。以前角館高校さんが出場された時は、こちらの方では特に、市の予算としては計上しておりません。で、市役所職員の方に寄附を募りまして、その上で百数十万ですか、補助金ではないんですが寄附させていただいております。

○委員（大山利吉） なも、分がるどもよ。市の職員出してけで本当は有り難でごどだども。俺が言ったのはへ、行政の方で六郷高校出場した場合に、何とするもんだべなというごどを俺が聞きたいわけ。生徒が六郷高校さ1人大仙市民がら行ってるどが、2人行ってるどがっていうごどももちろん対象なるべども、そういうごどを抜きにして、どういふもんだが。角館の時は行ってねすべ、行政としては。とごろが美郷の方では大曲工業さ100万、議会を通してきてるんだすよ。出してるんだすよ。その場合、当市どし

てはどういう対応するんでしょうな、と。まあいい、分がねば、まず。

○委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） 今六郷高校さんの事例に上がってる訳なんですけれども。例えば秋田商業、それから秋田高校、それぞれに大仙市から子どもさん、生徒さん、沢山行っている所もありますし。この後、美郷とか仙北市とがってなると元々の大曲仙北の範囲となりますので、その時に検討するような形になると思います。今ここではちょっと、すみません。

○委員長（古谷武美） 暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 2時10分 ）

（ 再開 午後 2時13分 ）

○委員長（古谷武美） 会議を再開いたします。他に質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） 討論なしと認めます。これより報告第8号を採決いたします。本件を、承認することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

次に、議案第153号「平成28年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、関健康福祉部次長兼社会福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） それでは、議案第153号「平成28年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明を申し上げます。

資料NO. 3、9月補正に係る補正予算書の11ページをお願いいたします。

3款1項1目91事業「地域福祉振興基金積立金」につきましては、横手市に所在しております社会福祉法人「相和会」理事長の萱森真雄氏より、同社会福祉法人が経営する養護老人ホーム「映月荘」に入所されておりました富樫京子氏の死去に伴いまして、同氏が生前作成しておりました遺言公正証書に従いまして、「福祉事業の充実に充ててほしい」

との趣旨によりまして、遺留金 55 万 7 千 3 8 5 円をご寄付くださったものでございます。これを「地域福祉振興基金」に積み立てるというものでございます。

これによりまして、「地域福祉振興基金」の積立現在高は、1 千 4 3 1 万 7 千 3 3 7 円となります。

次に、同じく補正予算書の 11 ページ、資料 NO. 3-1 主な事業の説明書 5 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 7 目「老人福祉施設費」63 事業「地域密着型サービス事業所整備事業費補助金」につきましては、有限会社「福寿」が経営する小規模多機能型居宅介護事業所「サポートハウス高砂」。これは仙北地域の横堀にございますけれども。そのサテライト型施設を神宮寺地域に整備を計画しておりまして、その施設整備費 3 千 2 0 0 万円、開設準備等支援事業費 3 7 2 万 6 千円をそれぞれ上限として助成しようとするものでございます。これによりまして、3 千 5 7 2 万 6 千円の予算補正をお願いするものでございます。

財源は、全て県補助金でございます。

なお、この施設整備につきましては、第 6 期の介護保険事業計画の平成 28 年度整備分として、既に登載されているものでございます。

次に、同じく補正予算書の 11 ページ、資料 NO. 3-1 主な事業の説明書 6 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 7 目「老人福祉施設費」70 事業「介護ロボット等導入支援事業費補助金」につきましては、介護職員の身体的負担の軽減と介護を受けられる方の安全確保を目的に、介護支援ロボット等の導入経費の一部を助成しようというものでございます。補助単価につきましては、1 事業所あたり 9 2 万 7 千円でございます。社会福祉法人県南ふくし会、株式会社 JAWA、株式会社サウスビーチの 3 事業者から要望がありまして、合計で 2 7 8 万 1 千円の予算補正をお願いするものでございます。

財源は、すべて県補助金でございます。

なお、今回の補助対象としております対象機器は、3 種類でございます。

まず、県南ふくし会の「HAL」でありますけれども、これは介護職員がこれを装着することによりまして、人間が体を動かすときに脳から発せられる信号を機械が読み取りまして、その信号の通りに「HAL」が動いて動作を支援するということによって介護者の腰への負担を軽減するものでございます。また、株式会社 JAWA の「見守りシ

システム見守り支援20」は、ベッドに横たわっている人間の様々な動きを感知できるシートセンサーを敷設することによりまして、要介護者の状況を把握するようになるというものでございます。それから株式会社サウスビーチの「アウルサイト」。これは赤外線によりまして、生体反応の有無を認識することによりまして、対象者がそこに居るか居ないかを判断し、併せて登載している人工知能を用いまして要介護者の姿勢を把握することによりまして、総合的に状況を判断して介護者に伝達するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。この後も説明が続きますが、課ごとに質疑を行っていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認めます。それでは、ただ今の説明に対しまして、質疑がございましたらお願いしたいと思います。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 次長、これあの、地域密着型サービス。これは県ってなってるども、国がらきたやづが県さきて、こんだ市さトンネルだごどだすべ。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） おっしゃるとおりでございます。国費が県を通ってくる、いわゆるトンネル補助と言われるものです。

○委員（大山利吉） これは議題さ関係ねべども、ちなみにこの建設費なんぼだもだべ。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 建設費全体の額はまだあれなんですけれども。一応まず。すみません、ちょっと確認して

○委員（大山利吉） いい、何もいい。分がらねばいい。市、あの時は1割だっけが、市で補助出すのはな。

○委員長（古谷武美） はい、関次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 市で助成する場合は、いくつか補助金の種類がございまして、前にテnderヒルズの特養の増床に伴ったものについては、一応5億円以上のものについて、その12.5%以内もしくは1億円以内といったようなそういった区切りが、金額、事業の金額毎にありまして、そういったものがありますし。あと特別養護老人ホームを、それによらずに特別養護老人ホームを介護施設としての整備ということであれば、1床あたり確か230万ほどだったと思いますけれども、それぐ

らしい補助というような形で補助するという

○委員（大山利吉） そのまま国からこうきたやづは文句言わね。それはそれで良いと思うよ。分がったす、分がったす。

○委員長（古谷武美） 他に質疑ございませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 介護ロボットについてちょっとお聞きしますが、いわゆる介護の重労働というのは、非常に最近問題になってきて。介護のいわゆる若い人方がなかなか入らない、ちょっと要因というごどで、この介護ロボットちゅうのはこれがらすごく、各施設で導入されることが大体考えられます。で。そういった場合に、この介護ロボットが要望された場合に、どの程度それを受け入れることが出来るのか、これがら見通しなどありましたら。

○委員長（古谷武美） はい、関次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） まだ介護ロボットの需要について、需要を吸い上げたことというのはございませんけれども、今回はたまたまそういった補助制度が国の、国からのお金での補助制度があったためにやった訳なんですけれども。一般的にはその補助、この介護ロボットというのは非常に高価でございます、今のそのいわゆる腰に着けるその「HAL」というものについては、一応200万掛かるんです。で、その内補助がまず92万7千円ということで、あまり高い補助ではないんですけども、まあある程度のそういったその補助が見込まれれば、多分整備するとは思うんですけども。それに対してそうせばどれ位補助をするのかといったごどについても、まずその需要と、需要等を把握しておりませんので、ちょっとはっきりとしたことを申し上げられませんけれども。ただ、いずれその介護現場について、やはりその体がきついということありますので、そういった需要そのものが高まってくるもんだとは思っておりますけれども。

○委員長（古谷武美） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） いずれ、あの、介護現場の話聞けば、やはり高齢者、寝たきりどが、そういった人方の入浴どが、そういった着替えどがする場合に非常にこう加重が掛かるということについては、大体分かります、私介護したごどありますので、家族を。ですから、これがらってというのがその若い人方が介護施設にやっぱり働きに来やすいような事を考えるとすれば、やっぱりこういった設備つつうのは是非必要な物になってくるんでないかなというふうに感じますので、この辺はもっとこう重要に考えでいかなけ

れば駄目なんでねがなと思いますけれども。

○委員長（古谷武美） はい、関次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） はい、そういった重要性を認識して、そのニーズ的な部分についてもアンテナを高くしていきたいと思っております。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） ごめんなさい、私良く理解できなくて。県南ふくし会の対象機器の「HAL」のこの使い方っていうか機能っていうか、もう一度こう詳しく説明してもらいたいんですけれども。

○委員長（古谷武美） はい、関次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） ちょっとここにご写真というが、ちょっとあれがあるので、ちょっとご覧いただければ分かると思いますが。腰に、こう、ちょっと立ってあれだすども。こう腰に着けてですね、それで足の所に筋肉の動きを読み取る物を巻き付けまして、それで体を動かす時の電気の変化を機械が感じて、でその、それによって支援する動作が強かったり弱がったりといったような形で、動きを助けるというものでございます。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。はい、大山委員。

○委員（大山委員） ここで委員長にお願いがございます。是非この介護ロボットを見学。体験まではいらねども。その機会を委員長、作っていただくようお願いいたします。

○委員長（古谷武美） 分かりました。はい、橋本五郎委員。

○委員（橋本五郎） ここで地域型密着のサービス事業所の整備に対しての補助金があるんですけども、まだまだこの大仙市の中でこういう福祉施設等のあれはまだ足りないっていうか、どういうもんだか。飽和状態なのかどうなのか。

○委員長（古谷武美） はい、関次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 現在その介護、特に特養とかそういった長期の広域型の施設につきましては、待機者がすごく多い状態であります。大仙市の中でも500人ぐらい、確か居たと思いますが。そういったぐらい待機者がおります。その方々は当然、居宅、いわゆる自宅での介護を余儀なくされるか、あるいは居宅型の介護の利用ということになってくる訳ですけれども、実際それぐらい待っている方々が居るにも係わらず、やはりその、特に今回の補助対象となっております「小規模多機能型」みたいなような型ものについては、まだまだやっぱし認識、認知度が薄くて十分利用さ

れる、されきるに至ってない部分もありますので、そういった部分について周知、施設的な周知も必要だと思いますし、この後こういった介護のその事業所の類型というかそういうものが必要なのかといった部分につきまして、十分検討しながらその整備の方向には向かっていかないといけないのかなというふうには思っております。で、全体的に各それぞれのサービスの類型毎に足りているかどうかといった部分につきましては、ちょっと一概には申し上げられませんが、そういった色んなものを組み合わせる、組み合わせて利用するということが必要だと思いますので、そういった方向も考えていかないといけないのかなというふうには思っております。

○委員長（古谷武美） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ないようですので、質疑を終結したいと思います。先ほど大山委員からありましたように、介護ロボット体験ということで、近々行政視察の計画をしたいと思います。次に、逸見健康福祉部部長待遇兼包括支援センター所長。

○健康福祉部部長待遇兼包括支援センター所長（逸見博幸） それでは続きまして「平成28年度大仙市一般会計補正予算第4号」にかかる地域包括支援センター所管分についてご説明させていただきたいと思います。

資料ナンバー、補正予算書は引き続き11ページを、それから資料NO. 3-1の主な事業の説明書は4ページをお開きいただきたいと思います。3款1項6目「老人福祉費」の12事業「高齢者等雪対策総合支援事業費」は、7千296万3千円の補正でございます。

この事業につきましては「大仙市雪対策総合計画」に基づきまして、道路除雪車通過後に家屋の玄関前に残されました雪の塊の除排雪を行う「高齢者等除雪サービス事業」いわゆる間口除雪と言っておりますけれども、この事業を見直しまして間口の除雪に加えまして、通路玄関前までの除雪、屋根の雪下ろしまで含めて様々な除雪作業等に対応可能な新しい制度として昨年度から実施しているものでございます。昨年度、昨シーズンは雪が少なく、当初見込みました件数等を大きく下回る実績でございましたけれども、この事業2年目の今年度につきましては、いくつかの実施点を見直しまして実施することとしております。

事業の概要につきましては、別資料としてカラープリントのA3版の資料を用意させていただきましたので、こちらの方で説明させていただきたいと思います。

まず事業の概要でございますけれども、冬期間在宅で生活を継続される高齢者世帯等の除雪等に要した経費に対しまして、利用券方式によりまして費用を助成するというものでございます。

対象世帯は自力での除雪が困難で、かつ、親族等から除雪援助も得られない生活保護世帯を除く70歳以上の高齢者世帯等としております。

別紙この資料の事業内容、右側の欄でございますが、こちらの方に助成率というものの説明をさせていただきます。ご覧ください。除雪等費用1千円に対しまして、世帯の課税状況に応じて助成率25%、50%、75%の区分で助成される仕組みとしております。

券の使用方法でございます。現金を助成するというものではなくて除雪等に要した費用1千円に対して1枚利用できる利用券を60枚交付いたします。それを利用の都度作業額に応じて使用いただいて、作業実施を確認後市の方からは作業を実施した事業者へ作業費用をお支払いし、利用された方からは課税区分に応じて市の方に自己負担金を納入いただくという仕組みを取っております。

説明資料の中段以降はそれぞれの事業区分の説明でございますが、間口除雪、住宅周りの除雪、雪下ろしのそれぞれの内容につきましては、説明資料記載のとおりであり、昨年度とほぼ同様でございますので、詳しい説明は省かせていただきたいと思います。

補正予算額の積算内訳でございます。玄関先までの通路除雪も含めました間口除雪分は、今年度550世帯を見込んで3千158万円。この3千158万円の中には、降雪前に担当する事業者が利用世帯の現地確認の作業をするという経費も含んでおります。住宅周りの除雪については、延べ570世帯を見込んでおりまして、費用として526万円を見込んでおります。屋根の雪下ろしにつきましては、700世帯の利用を見込んで、雪下ろし作業費としては3千110万円。雪下ろしをシーズン中に行うに当たって、降雪前にマッチング作業をしていただきます。担当する業者と担当する世帯というのをシーズン前にあらかじめ決めていただいて、シーズン中担当するということをお約束する訳ですけれども、そのマッチングの作業に対する業務の委託料が138万9千円としております。また、少雪時、雪下ろしが1回も行われなかったという場合を想定して、シーズンを通して担当するということでマッチングされた業者さんへ補償分として合計で270万円という補償額分を見込んでおります。雪下ろし作業に関する総費用は、3

千518万9千円であります。その他事務費として93万4千円を計上しております、この「高齢者等雪対策総合支援事業」の総額は7千296万3千円としてあります。

なお、財源内訳についてでございますけれども、「高齢者等雪対策事業債」3千210万円の他、利用者からの負担金分として2千2万4千円と一般財源2千83万9千円を見ております。

この事業につきましては、シーズン後に再度実施結果を評価いたしまして雪対策総合計画期間の中で見直しを加えながら、安心安全な冬期間の生活を確保するための事業として定着することを目指して参りたいと思います。

以上、説明は終わりますが、よろしくご審議のほどご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

○委員（大山利吉） 今年で2年目だが。2年目だな。

○委員長（古谷武美） はい、逸見所長。

○健康福祉部部長待遇兼包括支援センター所長（逸見博幸） 新しい事業となってからは2年目でございます。一応、雪の総合計画5年という中で、毎年少しずつやり方なりを見直ししながら、完成に近づけて参りたいという考え方で、今年度取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（古谷武美） はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） すみません。この雪下ろしですけど、まだ始まったばかりであれかもしれませんが。地域的にどの辺が多いのか。やはり大曲多いのか、その辺もし分かっていたら教えてください。

○委員長（古谷武美） はい、逸見所長。

○健康福祉部部長待遇兼包括支援センター所長（逸見博幸） 今手元に詳しい実績資料、地域毎のございませんけれども、実際の実施が昨年104世帯だけでございます。なので、あの、件数からいくと当然大曲地域の方が多いいということになると思っております。必要であれば、去年の地域毎の実績数を資料として後でお届けさせていただきたいと思っております。

○委員長（古谷武美） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、伊藤健康福祉部次長兼健康増進センター所長。お願いします。はい、伊藤所長。

○健康福祉部次長兼健康増進センター所長（伊藤今子） 続きまして、健康増進センター所管について、ご説明させていただきます。

資料NO. 3、平成28年度大仙市補正予算書では12ページを。資料NO. 3-1 主な事業の説明書では7ページを願います。

はじめに、4款1項4目12事業「予防接種経費」595万2千円の補正につきましては、予防接種法施行令の一部改正に伴いまして、平成28年10月1日からB型肝炎が定期予防接種に追加されたことによりまして、新たに予防接種実施のための必要経費に係わる補正をお願いするものでございます。

本事業の目的につきましては、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために定められた時期におきまして予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図るものであります。

接種の対象者ですけれども、平成28年4月1日以降に生まれた生後1歳までの乳児約500人で秋田県医師会に委託して接種いたします。標準的な接種時期は生後2か月～9か月にいたるまでの間に3回接種となりますが、出生月によりまして今年度中に接種できる回数が異なりますので、接種人数は延べ900人の予定としております。

補正の額といたしましては、下の方ですが需用費、予防接種の予診表等の印刷代10万円、役務費4万3千円、委託料580万9千円を見込んでおります。

以上、健康増進センター所管分の補正につきまして、説明を申し上げます。よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。次に、伊藤スポーツ振興課長。お願いします。はい、伊藤課長

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、スポーツ振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料NO. 3につきましては、17ページ。それから資料NO. 3-1、主な事業説明書の16ページ、最終ページになりますがそちらをご覧願いたいと思います。

保健体育総務費「小・中学生ウィンタースポーツ推進事業費」につきまして、1千316万1千円の補正をお願いするものでございます。

この事業は、市内の小中学生が雪国の特性を活かして、スキー技術の習得を図ることと、地域のスキー場を家族で利用していただく機会を提供し、スキー人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的として、平成17年度から実施しております。

無料共通シーズン券の交付対象は、小学生全学年、中学1～2年生と大曲養護学校生並びに区域外就学の小中学生を含めました4千970人となっておりますが、転入転出によりましては、若干の変動がございます。

シーズン券使用料の積算に当たりましては、過去3年間の利用実績から入込み数の一番多い実績値を根拠に820円の単価を乗じた額1千303万8千円を見込んでおります。

実際の運用に当たりましては、利用実績に応じて各スキー場に支払うこととなります。

このほか、シーズン券印刷費等を含めました1千316万1千円の補正をお願いするものであり、財源内訳につきましては、ウィンタースポーツ推進事業債が1千300万円、一般財源が16万1千円となっております。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。はい、大山委員。
- 委員（大山利吉） ごめんな課長。これ、まず11年、10年目。さっきのあの高齢者雪対策は2年目だけでも。これさはそういうごと言われねども。これそろそろ補正でねぐよ、毎年この9月で補正。当初予算でにしたらなっただなもん、出来ない理由あるが。
- 委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） 大変失礼いたしました。昨年も同じ質問を受けておりました。昨年まで直近のシーズン終了の実績値を根拠に積算してましたので、どうしてもスキー場が終了するのが2月・3月ということで、それを待ってからということでも当初予算に計上できなくて補正に持ってきてたと。今回の補正に当たりまして、平成29年度から当初予算に計上できるよう、積算根拠を直近シーズンの実績だけでなく、過去3年間の実績から持ってきましたので、いわゆる直近のまず来年29年度予算ですと、28～29シーズンが終わらなくてもその前の3年間の実績で計上したいと考えて

おりますので、来年度平成29年度予算からは当初予算に計上できるものと努めて参りたいと思います。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで説明員入れ替えのために暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後 2時47分 ）

（ 再開 午後 3時00分 ）

○委員長（古谷武美） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたしますが、審査に先立ちまして富樫事務長より発言の申し出がありますので、これを許可します。富樫事務長お願いします。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） お手元の1枚、特別に配らせていただいた経過報告についてでございます。委員会の貴重な時間をいただきまして、平成27年度の会計検査院の实地検査の経過報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

この件につきましては、昨年の11月の委員会において、新聞報道を受け、会計検査院の指摘内容については、その経緯を報告させていただいております。

本日は、その後の経過について、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。先ほど言いました1枚の資料になります。

1として指摘内容としては、嘱託医となっている場合には、病院では初再診料等が算定できないということについて、あらためて記載しております。

2として経緯であります。4月14日の会計検査院の实地検査から、これまでの経緯を期日順に改めて記載しております。本日、報告させていただいた後、来週には県の担当へ同意書を提出する予定となっております。9月12日というところがそれに当たり

ます。

3の算定誤りの額は、25年3月から27年3月までの期間の対象者67人分で、金額は126万9千603円となったものであります。昨年ご説明申し上げた際には、概算として127万円ぐらいというようなことでしたが、若干数字が変わっているということです。社保、国保の別など、内訳は記載のとおり、下のとおりでございます。

なお、この返還方法については、支払基金や連合会との調整の上で、今後支払われる診療報酬から控除する方法で行うものであります。

27年度以降は、嘱託医契約を解除しておりまして、この事案については、解消されておりますが、今後このような算定上の誤りの無いように注意してまいります。

以上、経過報告とさせていただきます。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございました。説明が終了しました。質疑のある方、お願いします。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 事務長、この指摘内容、ごちょっともっと、何ただ意味だが、ちょっと。嘱託医契約が結ばれていることから、再診料を算定できないってば。嘱託の医師が。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 当院の院長が川ふねの里、角間川更正園です前の。それから鴻声の里、後三年更正園。この2つの施設の嘱託医となっておりました。これは開設当初からですので、院長は替わってますけれども嘱託医として、精神科の方の担当の分野として嘱託医契約を結びながら嘱託医として診ていたわけ訳ですけれども。これが制度が変わってきまして、嘱託医がその施設に入所している方を病院で診察した場合に元々嘱託医として診るべきものだというので、病院の方で初診あるいは再診の初診料・再診料を取らないと、これ算定してはならないというようなことございまして、ここの部分ということございまして、で、当初は当然のように各施設で嘱託医契約を結んでやっているところだったんですけれども、これが制度改正になった時に経過期間も含めてあったんですけれども、ここに書きました25年3月診療分から経過期間も終わってよいよ算定できないよ、というのが確定したところから少しの間嘱託医をそのまま継続しておりましたので、その部分について直すようにということございまして。

○委員（鎌田正） ちなみによ、院長先生は精神科の、俺良ぐ分がらねども精神科関係の先生だべ。まず。それでその川ふねの里でもいいんだども精神科の方は診るってば当然

これさ当てはまるべども。例えば内科どが悪ってばまだこれはちゃんと取る、もらえるっていう意味だべ。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 当病院の方は精神科の先生なので内科の方は診ないことになって。内科の先生の嘱託医は施設の方で別に嘱託。

○委員（鎌田正） 大曲病院に、市立病院に内科の先生はいないんだが。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 市立大曲病院には精神科の先生4人しかおりませんので、内科は診ないです。当初は内科の先生も居た時期が少しあったんですけども、今は精神科に特化した単科の病院としてなっておりますので、内科は残念ながら診ておりません。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ないようですので、これより市立大曲病院の議案の審査に入ります。

それでは議案第174号「平成27年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか等につき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。当局の説明を求めます。富樫市立大曲病院事務長。お願いします。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 議案の審査いただきます前に、あらためてですが、はじめに4月に異動してまいりまして、委員会のデビュー初めてでございますので、簡単に出席者を紹介をさせていただきたいと思っております。

市立大曲病院の管理課3班編成になっておりまして、庶務班の佐藤主席主査であります。引き続きの担当となります。経理班は藤原主幹であります。文化財保護課から4月に異動しております。医事班という班もあるんですが、ここには専従の職員はおりませんで、管理課全員で行う、或いは臨時・嘱託職員等で対応すると、全員体制で見るといような対応となっております。そして私も4月から環境交通安全課から異動しております。病院の管理課の課長を兼務しております富樫です。改めてどうかよろしくお願いをいたします。それでは決算の審議をお願いいたします。

議案第174号「平成27年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料NO.5の「平成27年度大仙市公営企業会計決算書」、この白い資料になります。
の前半部分、市立大曲病院事業会計決算書で説明させていただきます。

はじめに、決算を分かりやすくするために事業報告書の方で、27年度の病院事業の概要を説明いたします。

15ページをお願いいたします。

1. 概況(1)の総括事項では、3千865万5千円の黒字決算であること、薬剤管理指導料の算定を開始したこと、建設改良工事では、厨房の冷暖房設備の改修工事があり、器械備品購入の4件について、備品については機械備品購入が4件あったというような記載をしております。

(3)の行政官庁認可事項では、薬剤に関する施設基準と加算の施設基準の届出について4月と6月から開始したことを記載しております。

(4)の職員に関する事項、年度末職員数では、26年度末と比較し5人の減少となっております。医師、看護師については年度途中で、自己都合等により退職したもので、補充は28年度となったためのものであります。医師は3月末まで、嘱託として勤務していただいております。事務員は、2人の精神保健福祉士が含まれております。その外は、管理課の事務員と施設管理職員で、異動等により正職員3名となっております。労務員は、介護福祉士で、欠員であった1人の補充が叶い、9人体制となったものであります。

決算書の16ページをお願いいたします。

ページ中段に、業務量として入院と外来の患者数を表にしております。

入院の年間延べ患者数は、3万8千495人で、前年度と比較すると、687人の減であります。一日平均患者数は105.2人、病床利用率は87.6%であります。

外来の年間延べ患者数は、1万5千144人で、前年度と比較すると180人の増となり、一日平均患者数は62.1人であります。

外来の年間延べ患者数のうち訪問看護指導に係る延べ患者数は739人で、前年度より184人の増となっております。

決算書の17ページをお願いいたします。

事業収入の科目別の収入内訳を表にしております。

備考欄に「患者1人1日当たりの診療収入」で入院が1万4千338円、外来が5千144円となっております。入院については、平成9年度の1万1千828円から徐々

に増加し現在の1万4千円台までになっており、外来では院外処方となった26年度からの2年間では5千円前後の診療収入となり、ほぼ見込みどおりの収益となっております。

「未収金」として記載の医療保険分の9千421万9千611円は、2月3月分の現年度社保未収金の入院8千271万6千円と外来1千150万3千円の合計であります。自費分の693万3千070円は、現年度個人未収金の入院686万2千円と外来7万1千円の合計であります。その他医業分の9千500円は、年度内未収の文書料などあります。

決算書の18ページをお願いいたします。

事業費に関する事項で科目毎に表にしております。

27年度では、1番下の、欄の1番下のところの特別損失が発生しております。過年度査定減を損益修正損として計上した54万2千229円と、債権管理条例に基づき債権を放棄した3件分の45万9千851円があり、合計の100万2千080円を特別損失としております。

過年度査定減とは、前年度中に、社保等に請求した診療収入について、査定の結果、当年度に請求額が減額されたもので、病院で再度請求する場合を除き、診療収入が減額されたものであります。これを監査委員のご指摘、ご指導をいただき、27年度では、特別損失の損益修正損として計上したものであります。

また、死亡などにより、債権放棄せざるをえない過年度の個人未収金の3件については、債権管理条例に基づき特別損失としたものであります。

以上、事業報告書により、病院事業の概要を報告させていただきました。

次に、附属書類の説明をいたします。

決算書の21ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書であります。

業務活動での支払利息3千703万9千678円、財務活動での企業債償還元金が9千51万3千852円など、多額であることがこの計算書でも確認していただくことができます。

決算書の22ページからの明細書をご覧ください。

22ページは、収益的収支の明細書であります。

病院事業収益は、医業収益と医業外収益に区分されております。

医業収益の、入院収益は、5億5千193万6千156円で、外来収益は、7千789万6千526円、その他医業収益は、406万4千700円で、診断書料や介護保険主治医意見書など文書料の収入であります。

医業外収益は、負担金交付金の他会計負担金2億3千962万5千円が、一般会計からの負担金であります。その他医業外収益は、1千220万3千946円で、これには新会計基準で26年度から計上することになった長期前受金戻入額183万2千円が含まれています。残りの137万1千946円は、自動販売機やコインランドリーの手数料等の収益であります。

病院事業収益の決算額は、8億8千575万9千567円となります。

続いて、23ページをご覧ください。支出の内容となります。

病院事業費用は、医業費用、医業外費用、特別損失及び予備費に区分されております。医業費用のうち、最も金額が大きいのは給与費で、5億5千644万1千182円あります。

また、26年度から退職給与引当金繰入額に303万4千円を計上しております。

また、27年度からは賞与引当金繰入額に2千600万円を計上して、28年6月支払予定の期末・勤勉手当の支給に備えております。

材料費は、3千404万4千800円で、主なものは薬品費で、患者数と連動する経費であります。

経費は、光熱水費や燃料費の外、24ページになりますが、賃借料、また病院給食、院内清掃、医療事務、臨床検査、空調保守などの委託料などあります。

減価償却費は5千330万8千516円で、国庫補助金等で取得した資産の当年度分の減価償却を含むものであります。

医業外費用は、その大部分が記載のとおり企業債利息となります。

特別損失は、過年度査定減の損益修正損と、債権を放棄した3件分を合わせて100万2千080円を計上しております。

病院事業費用の決算額は、8億4千710万4千081円となります。

25ページは、資本的収支の明細書であります。

建設改良費のうち、「工事請負費」と「設計業務委託費」は厨房の冷暖房設備工事にかかるものであります。

器械備品購入費は、192万5千640円あります。

企業債償還金 9 千 0 5 1 万 3 千 8 5 2 円は、病院建設のための企業債元金 3 件分の償還金です。

26 ページには、固定資産明細書を載せております。

冷暖房設備工事、備品購入があったため、有形固定資産明細書では、建物、器械備品に当年度増加額及び当年度減少額に動きがあります。

28 ページには、企業債明細書があります。

平成 6 年度からの 3 件の起債の明細で、39 年 3 月が償還の終期となっております。

次に、決算書の内容についてご説明申し上げます。

資料の前の方に戻っていただきまして、決算書は 2 ページと 3 ページをお願いいたします。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出であります。

収入の第 1 款、病院事業収益の決算額は、8 億 8 千 5 7 5 万 9 千 5 6 7 円であります。

内訳としまして、第 1 項、医業収益は、6 億 3 千 3 8 9 万 7 千 3 8 2 円で、入院収益や外来収益などの合計であります。予算額に比べると、1 千 3 3 8 万 4 千 6 1 8 円の減となっております。また、前年度の決算額と比較すると、薬剤管理指導料を算定できる体制になったことなどにより、1 千 6 8 6 万 9 千 9 7 1 円の増となったものであります。

第 2 項、医業外収益は、2 億 5 千 1 8 6 万 2 千 1 8 5 円で、一般会計からの負担金と新会計制度により計上が義務化された長期前受金戻入額が主なものとなります。

次に、支出の第 1 款、病院事業費用の決算額は、8 億 4 千 7 1 0 万 4 千 0 8 1 円であります。

内訳としまして、第 1 項、医業費用は、8 億 8 8 6 万 4 千 5 0 7 円で、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、減価償却費などの合計であります。不用額、4 千 4 1 8 万 4 千 4 1 3 円は、職員の休職などによる給与費の減少、入院患者数が少なかったことによる材料費の減少によるものであります。

第 2 項、医業外費用は、3 千 7 2 3 万 7 千 4 9 4 円であります。支払利息や企業債の取扱い諸費などで、大部分は、企業債 3 件の利子償還金であります。

第 3 項、予備費の支出はありませんでした。

第 4 項、特別損失では、過年度査定減を損益修正損として計上した 5 4 万 2 千 2 2 9 円と、債権管理条例に基づき、債権を放棄した 4 5 万 9 千 8 5 1 円があり、合わせて 1 0 0 万 2 千 8 0 円の特別損失としたものであります。

収益的収入及び支出においては、収支差引で3千865万5千486円の黒字となっております。

次に、決算書の4ページ、5ページ、お願いをいたします。(2)資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

まず、収入については、記載すべき収入がありません。

支出については、第1款、資本的支出の決算額は9千626万8千92円であります。

内訳としまして、第1項、建設改良費は575万4千240円で器械備品の購入費であります。

第2項、企業債償還金は、9千51万3千852円で、企業債3件分の元金償還金であります。

第3項、予備費は執行がありませんでした。

なお、表の欄外に記載しておりますとおり、収入が支出に不足する額、9千626万8千92円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

次に、7ページの損益計算書についてご説明いたします。

医業収益と医業費用の差引は、ページのちょうど中ほどにあります医業損失で、1億7千496万7千125円の赤字で、前年度と比較しますと1千453万6千231円損失が少なくなっています。それに、医業外収益と医業外費用を加減した後の経常利益は3千965万7千566円の黒字であります。これからさらに特別損失の過年度損益修正損を差し引き、当年度の純利益は、3千865万5千486円となっております。

また、今年度末の未処分利益剰余金は、前年度から繰り越している利益剰余金と合わせて、5千838万3千368円となります。

次に、この剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書は8ページ、9ページをお願いいたします。

上段の表、剰余金計算書では、右から3列目の未処分利益剰余金の列をご覧ください。当年度末残高が、当年度繰越利益剰余金として5千838万3千368円となっております。下段の表、剰余金処分計算書では、一番右の欄になりますが、この当年度末残高の未処分利益剰余金5千838万3千368円について、減債積立金として3千万円を、建設改良積立金として1千万円を処分し、それぞれ企業債の償還、建設改良工事のために積み立て、残額については繰越利益剰余金で1千838万3千368円としようとするものであります。

次に10ページ、11ページの貸借対照表についてご説明いたします。

平成27年度末の病院事業会計の資産残高は、10ページの「資産合計」の14億2千423万6千098円であります。その調達財源は、11ページの「負債合計」の13億763万3千411円と、11ページ下から2行目の「資本合計」1億1千660万2千687円となります。企業債に大きく依存した財務構成となっている貸借対照表となっております。

12ページは、決算書作成にあたっての注記であります。引当金の計上方法については先に明細書で説明のとおりであり、その他は例年どおりであります。

以上で決算書の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） まず一つ。3千865万の黒字決算ということで、それは分かる訳だけれども、もだ。この未収金の医療保険分はいつ入ってくるもですか。この収入の内訳の。この17ページの科目別収入内訳の中で、備考の欄で。これはいつ頃入ってくるもんだべ。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） まずこの未収金は3月31日現在での未収金となりますので、2月分3月分が、2月分が請求して2カ月後に入って参りますので、2月分と3月分の診療収入分がこの中に含まれてございます。

○委員（鎌田正） せばこれはまず保険の分だから確実に入ってくるごどだすべ。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） そうですね。先ほど言いました査定減というのが少しありますけれども、おおよその額はまず2カ月後に収入が約束されて入ってくる部分というふうになっております。

○委員（鎌田正） そえがらもう1点。それは分かりました。それがらもう1点。自費分、これもそういった感覚で良いんだすか。この2月3月分出納閉鎖まで入ると、こういうごどで良いすか。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） そうですね、自費分については、もちろん自分で負担する話ですので、もう少し支払基金とか連合会のように2カ月掛かるということもない部分がありますが、時間的に3月31日、入院費等につきましては、3月末に締めて翌月の請求になりますので、当然これについても。

- 委員（鎌田正） これ、純粹に、今言ったように保険も分かった自費分も分かった。純粹に5月の出納閉鎖あるわけだけれども、それまでに本当に純粹に未収はなんぼぐれあるもんだげ。ゼロなもんだが。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） いえ。実は過年度分の未収等というのがありますので、このおよそ3月末までの残りの分としては、およそ、それこそ先ほど言った査定減とか色々出てくるのであれですけれども、およそ690万ぐらいの部分が、690万から700万ぐらいが未収金、純然と普通一般的に言われる未収金部分と言いますか、それに当たるというふうに計算出来ると思います。
- 委員（鎌田正） ん？何々、もう一回。もう一回。悪い悪い。普通我々よ、出納閉鎖まで払うがら、3月まで閉めるがら、それは当然未収あって然りだども。そういうふうにしたがら5月なら5月まで入るがら、帳簿上こう未収になるんだよと、それは俺分がる訳よ。純、純粹ってが、本当に納めれねで残る未収ってどのぐらいあるもですか。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） 今後債権管理していくのがその690万ぐらいということ。
- 委員（鎌田正） おお、そなたにある。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） 先ほど修正損と言いましたが、特別損失して債権が出来ないと判断した3件についてのお話しさせていただいてますが、その部分は22年度と23年度のお亡くなりになった方についての特別損失部分。
- 委員（鎌田正） それはまず約100万あるつごとの説明だべった。へばあどなの残り5百何十万、約6百万ちけ金。まだそれは。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） 未収金としてまだ実は回収できない、債権管理していく金額としてございます。
- 委員（鎌田正） なんだが手を上げねで悪りな。それをよ、回収見込みというが、そんなものあるもですか。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） もちろん努力はしてはいますけれども、本人がいらっしゃって納めるというような気持ちになっていただければもちろん通院している方もいたりとかですね、あるいは退院されて自宅にお戻りになった方についても訪問したりして回収に道筋を付けようとしているところでもありますけれども、実はあのお話ししてもなかなか納めていただけない事情があったりとか、そういうような方々がやはり、今申し上げた、先ほど言いました特別損失が22年度23年度ですので、その他にも2

2年23年度あたりからの方々がいらっしゃいますので、その方々をトータルして先ほど言った600万の方々の未収になっているという現状にはございます。

○委員（鎌田正） そうだどすれば、普通あの税金のど同じで、これいつかは落どさねばできね金額なっちゃうんでね。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） あまり落とすたくはないんですけども、そういうことになりました。

○委員（鎌田正） 落どされねごどだべども。もし、例えば5年だら5年っていうスパンで考えで。そうなればさっき言ったその黒字、3千800万もおがしくなってくるごどでね。まあ一気に全部落どすわけだべども。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） そうですね。なるべくはさっき言ったとおり、取っ掛かりといいますか、通院していただいている方は通院の度にお声を掛けたりとか、あるいは自宅が分かっている方については定期的に訪問して納入を促進すると言いますか、納入をお願いするというようなことをしておりますので、一気にそこを損失として落とすというようなことまでは実は、直近のところであればあるほど、近い年数であればあるほど行ってはおらないんですけども、少しずつでも分割等でも対応して納めていただいておりますので。少しでも回収ということで考えております。

○委員（鎌田正） それで、例えば税金の場合は差押えどがっていうごど出来るすね、まず。例えばっすよ、こういうようなその債権の差押えは、何も出来ねごどだすべ普通。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） そうですね。これは税金と違って診療収入という方ですので、手数料等って言いますか、そちらの方なのでそれとはちょっと違って差押えは出来ない、やらないことになってます。

○委員（鎌田正） ただ、実際によ、3千800万の黒字決算だごどは分がったども、実際にその未収を考えれば3千万そごそごなっちゃうんじゃね。それ含んでの3千800万だべがらよ、黒字。そういうごどなんだすべ。それがらもう一つ。他会計がらの繰入れ。これ我々も本当毎度何も言えねで黙ってきてらった。これ一般会計がら繰り入れしているごどなんだが。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） はい、一般会計からの繰入金と言いますか負担金としていただいております。

- 委員（鎌田正） 負担金という基準というが、その算定方法はこういったもんだすか。一般会計がらのその繰入の、何ぼだっけ。2億3千万、2億4千万近くあるね。これの算定基準ってなんだもんだげ。
- 委員長（古谷武美） はい、富樫事務長。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） 公営企業に対する繰り出し基準というものがございまして、こういう経費に使う分については、その分の繰入として基準内として入れても良いよというような項目がございます。で、その裏付けとなっておりますのが普通交付税と特別交付税二本立ての試算がございまして、普通交付税としましては県、市町村という自治体で単価が違うんですが、市の精神科の場合は病床1床当たり70万5千円となっております。これで計算しますと120床市立大曲病院ありますので、8千460万ほどの金額になります。それと27年度に支払うべき償還金の元金、先ほど説明いたしました3件の償還元金がありますが、その償還元金について年度いつ借りたかによって若干違いはあるんですが、当院の場合は0.4%の、0.4の乗率で掛けた元金に対する部分について繰り出しの範囲内で良いよと、言っていたいてます。これが1億2千755万3千530円元金の合計ありますので、それに0.4掛けますと5千102万円、5千100万円ほどになります。それと特別交付税として不採算分野の診療であると。一般的な診療と違う分野の領域の診療だということで、精神科の診療については、1床当たり126万5千円の部分について、この範囲内で繰り出し基準にして良いよというようなことになってます。これでいきますと120床ありますので、1億5千100万円までが繰り出しの範囲内と言いますか、です。これをトータルいたしますと2億8千742万1千円までは、精神科で市で自治体で120床の病院については、そのぐらいまでは繰り出しの範囲内で自治体である市から負担しても、その範囲内ですよというような基準はございます。
- 委員（鎌田正） これってあの、今事務長言ったように交付金、国がら、へばこれ大仙市をトンネルでいぐんだど、これ。これ国から来る交付金と特交含めで。こうなて言うが、指定された。何て言うがな、指定のお金なんだ、国がらくるその交付金は。この分は市立病院へやりなさいという、決めでくるんだ。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） いわゆる色つきの交付金ではない、というふうになっております。

- 委員（鎌田正）　へば、市ど市立病院どの、なんて言うが、交渉の中で、交渉って言うが今言ったように計算あるべがら、それで市で、それも含めでへば交付金は市で特交含めで。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠）　そのぐらいの規模までの持ち出しをしても良いという目安としての基準ですので、実際は病院の方で予算組みをして自主努力によって極力負担金を少なく入れてもらった方が良い話ですので、しかも企業会計ですので独立採算の方になるべく近づいていく必要がありますので、極力少なく一般会計から入れていただくと。その入れていただいたという事実を確認しながら市立病院として一つカウントして普通交付税ですとか特別交付税がくるというようなことになります。それが予算上2億3千万ぐらいの負担金を入れてもらって、先ほど言った病院の診療あるいは給与費ですとか、そういうものに使わせていただいていると、というような流れになります。
- 委員長（古谷武美）　他にございませんか。はい、橋本委員。
- 委員（橋本五郎）　26年度まで医者のが数が4人と。今1人減ということで、これ利用、患者数が不足でこうなのか、お医者さんの待遇が悪くてお医者さんが集まらないのか、その辺りなんたもんだげ。
- 委員長（古谷武美）　はい、富樫事務長。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠）　医師4人体制になりましてからしばらく経過しております。昨年27年度については、たまたまその4人の先生の中のお1方が12月で退職したいと自主的に退職の申し出をされたことによって1減の3人体制に一時になったということですが、その先生につきましても年度末の3月までは嘱託の医師として常勤として勤めていただいておりますので、3人体制と定数上は申しあげましたけれども4人体制の診療は確保されております。また、その1人定数上欠けた先生につきましても秋大の方から新しく来ていただきましたので、現段階でも4人体制は人は入れ替わりましたけれども、4人体制を築くことは出来ております。
- 委員（橋本五郎）　こういうの聞いて良いのかあれなんだけども、お医者さんの、精神科のお医者さんの待遇と内科関係の待遇との、普通のあれで違うもんだげ。給与待遇。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠）　民間のお医者さんと、医師の方と較べるよしもないので、これまではちょっと分からないですが、公務員である市立大曲病院の勤務のお医者さんにつきましては、精神科内科等あればの話ですけれども、実は医療職給料表で決まっております、これについて変わりはないと言うのが一旦回答になります。年齢で

すとか経験ですとかそういうものによって決まる一般行政職の職員と同じように給料表の表の金額は違いますけれども、基本的には算定されて張り付けになる給料表に従って支払われるというものでございます。ただそれだけでは、医療職の給料表だけではなかなか一般の医師の方々の報酬、給与等と乖離があるものですからその所は調整手当という手当が支給されて少しは穴埋めするような形にはなっております。ただ、自治体の先生方については、一般的にももちろん安く実は設定されているという現状にはあると思います。また、当院の先生方は院長でも40代前半ですので、全て4人とも若いので、非常に給与費としては、安くやらしていただいているということなので、先生方の単価が安いのもこの経営としては助かってる部分ではあります。

○委員長（古谷武美） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 我々よく聞くんですけれども、一般のお医者さんのあれは、年収が1千200万というようなお話聞くんですけど、だからこうアポがないと。それでやはりもっと技術を磨ぐということで県外に行ってしまうと。優秀な先生はな。そういうごどでちょっと聞いだごころで、そういうごころはないですか。

○委員長（古谷武美） はい、富樫事務長。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 給与ベースですぐにベースアップが上がったりだとか、やっぱりこれについてはなかなか難しい点があります。ただ、待遇面という所では、例えば夜勤の回数をなるべく少なくするために秋大の先生の研修医の先生から応援していただいて当直をお願いすると。今年度については少しそれを増やすとか、というような待遇的なもの。それから救急等の突発的に起きるような診療等については、現在当院では、雇付けの、あるいは雇っている患者さん、退院された患者さん等についての救急対応はしてますけれども、全く新規の救急等についてはやっておらないとか、そういうようなごどで他の医院と若干違う、待遇的にですね他の病院との違いと言いますか、それで単価が、それでまあなかなか何て言うか、緊急、救急対応でその手当とかそういうのが付かない分安いんですけれども、待遇的には先生方4人の部分についてはそんなに大変だということまでは言っていないのかなと思っておるところです。他の、先生方の待遇的な部分についての、他の方々からの手だてと言いますかそれによってバランス取れたところでやらせていただいているというふうには思っているんですけど。あまり負担が掛からないようにというようなことで。

○委員（橋本五郎） それからも一つ。今なかなかこういう現状の社会なもんだがら、我々見でも精神的な患者が多くなっているような気がするんですけども。今27年度も増ですな、利用客は、患者数はすな。やっぱりそういう社会的なあれが、でこういうものですか。増につながってものなのか。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 入院患者については、120のベッド、120床ある中で、病院スタッフ的には110人から111人ぐらいのベッドが埋まることを想定した配置と言いますか、それを上手くクリアしていくと経営的には理想的なところですが。今現在は106点というような、106人ぐらいの入院となって。入院患者数については、若干減り気味というか、横ばいですけども、若干少し想定よりも下回っているような状態で推移しております。外来については一定、1日60人ぐらいの外来ですので、これについては一定水準を保ちながらということですので。それから精神科の方の病棟に入院される方と認知症の方の病棟に入院される方ということで、大きく2つぐらいに分かれるんですが、これが認知症の方が増え気味で精神の方が少な目というような色々な、病院の中でも患者さんについてちょっと少し違いが出てきているようなんですけども。これがはっきりそうだと、そっちの方向に向かうんだということまではまだ特定、実はできない部分です。全体的には病院、入院から在宅の方へというような流れですので、全体的にはこう少し減り気味という傾向はちょっと見えてきているという段階。

○委員長（古谷武美） はい、他に質疑ございませんか。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） 今と同じところの質問です。15ページの（4）番に職員に関する事項、年度末職員数ってありますよね。これ、なにをこう、対象に見るのかちょっとよく分からないんですけど。私共からすれば、年間の平均人数を出した方が較べやすいと思うんですけども、如何なものでしょうか。その辺、ちょっと教えてください。

○委員長（古谷武美） はい、富樫事務長。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 実はあの年間の平均職員ということについて、どういうふうなところを捉えて、というところが少し実は懸念されると言いますか。どこかのポイント止めてやると、5人というようなこの確かに数値的に乖離したようなですね、前年と大きな動きがあるように見えるところがあるんですけども。実はあの職種によって色々こう動きが年度の中でずれて起きますので、また、27年度につきましては、育児休業、病気休暇等が5人一時重なった時がありまして、この正職員の動きだけ

でしたら定数としては異動はないんですけれども、この穴埋めするために臨時職員で対応したとかですね、そういうような部分も実は出て参ります。ここにどのような形で表現したら良いのかというのは、なかなかちょっと上手く出来にくい部分があるなどいうところです。これについては、これまでこの書式ですっと続けてきた様式で定数65人に現在なっておりますが、その65人をベースに嘱託2人を入れて67になるというような部分が基本的な職員構成というところでご判断いただいて、それが27年度62になったというところで少し自主退職で、看護師・医師に退職があってその穴埋めが、補充が28年度当初であったというようなことでご覧頂ければ有り難いと思います。

○委員長（古谷武美） はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） 私はちょっと考え方違うかもしれませんが、例えば基準看護であれば何人必要だっということ、産休とか病欠なればまず補充置きますよね、臨時職員とかで。そうした場合でも他の職種でも色々あると思うんだけど、この出し方だと3月あたりに退職すればマイナス1になりますよね。だからそういうことになりますので、年間でこうトータルして、例えば事務員は6.5だと。で、半分欠けた中でまず同じ量をこなしてきたとか、そういうふうに見れると私は思うんですよね。まあ、そういうことではない訳ですね。はい、分かりました。

○委員長（古谷武美） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） なければ質疑を終結いたします。それでは、これから書類等の審査を行います。審査につきまして、委員の分担を決め、「収入」と「支出」とに分けて審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、次に、審査の分担につきまして、委員長の指名とすることにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認めます。

それでは、収入につきましては、こちらの方の藤田委員、橋本委員。それから支出につきましては、高橋委員、大山委員、鎌田委員にお願いしたいと思います。審査の方法は、休憩の形で行いましてそれぞれの審査終了後、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古谷武美) 異議なしと認めます。大体4時頃を目途にお願いしたいと思います。それでは暫時休憩して審査に入りたいと思います。

(休 憩 午後3時50分)

(再 開 午後4時00分)

○委員長(古谷武美) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。書類等の審査も終わったようですので、これより、質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古谷武美) 質疑がないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古谷武美) 討論なしと認めます。これより採択いたします。本件は、認定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員(古谷武美) ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。説明員退室のため、暫時休憩いたします。

(休 憩 午後4時01分)

(再 開 午後4時02分)

○委員(古谷武美) 休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古谷武美) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。お手元に配布しておりますとおり、10月18日から20日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し、委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお詳細につきましては、後日連絡いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、そのように決しました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いしたいと思います。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

（ 閉 会 午後4時03分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長